

## 就学(学生)、就業(教職員)が制限される疾病と制限期間

改正 令和2年2月1日、令和3年4月1日、令和5年5月8日

信州大学総合健康安全センター

感染症にかかった場合には、学生の就学、教職員の就業は制限されます(学内に入構せず、e-learning や在宅勤務で対応出来る場合を除きます)。制限中は他者に感染させることのないよう、大学や保健所の指示に従い療養して下さい(一部の疾病は隔離入院が義務付けられています)。また、学内に感染症を広めないために感染者だけでなく、接触者についても健康調査や入構制限を行います。

### 代表的な感染症

感染症	就学・就業が禁止される状態	期間の目安 (症状・感染状況により個別に決定します)
結核	排菌している活動性病変がある場合	非感染性が証明されるまで
インフルエンザ (新型インフルエンザを除く)	発症した場合	発症後5日以上経過しかつ解熱後2日以上
COVID-19	感染が疑われる場合 <sup>注)</sup>	発症後5日以上経過しかつ軽快後1日以上
新型インフルエンザ感染症 (鳥インフルエンザ H5N1 など)	発症した場合 感染が疑われる場合 感染者と接触した場合	別途本学から周知される当該感染症対応に関わる通知を参照
水痘(みずぼうそう) 播種性帯状疱疹	発症した場合  感染者と接触した場合 (抗体検査などで感染歴が証明されている、もしくは予防接種を2回受けている者は対象外。マスクを常時着用して入構可)	発症者: 全ての発疹が痂皮となるまで 接触者: 最初の接触後8日～最後の接触後21日
麻疹(はしか)		発症者: 解熱後3日経過するまで 接触者: 最初の接触後5日～最後の接触後21日
風疹(三日はしか)		発症者: 発疹が消失するまで 接触者: 最初の接触後7日～最後の接触後21日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		発症者: 耳下腺の腫れが消失するまで 接触者: 最初の接触後9日～最後の接触後25日
百日咳	活動期で症状がある場合	適切な薬剤治療を5日間継続後
感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	発症した場合	症状消失するまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	発症した場合	分泌物がなくなるまで

注) 感染拡大時等、総合健康安全センターが指定した場合

### その他の就学・就業が禁止される疾患:

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中等呼吸器感染症(MARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、咽頭結膜熱、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)、腸チフス、パラチフス、溶連菌感染症の一部、ウイルス性肝炎(A型E型)、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症(急性期)。

### 入構は可能だが活動内容が制限される疾患:

アタマジラミ、伝染性軟属腫(水イボ)、伝染性膿痂疹(とびひ)。

【注】就学・就業が制限される感染症の種類及びその制限内容は、新興感染症の発生及び各種感染症の流行状況等に鑑み、総合健康安全センターにおいて随時見直し、同センターHP上で周知する事とします。発症日を0日として計算します。